

新規登録

〔広島県A地域：講習受講＋試験合格→登録＋運転者証交付〕

〔広島県B地域：講習受講 → 登録＋運転者証交付〕

〔提出書類〕

- ① 登録申請書（第二号様式）
- ② 住民票の写し（コピー不可・取得後3ヵ月以内のもの）
- ③ 宣誓書（雇用関係）
- ④ 講習修了証又は講習修了証の写し
- ⑤ 試験合格証又は試験合格証の写し（広島県A地域のみ）
- ⑥ 運転者証交付申請書（第九号様式）
- ⑦ 写真1枚（申請前6ヵ月以内に撮影、5cm×5cm、顔の大きさ3cm以上、単独、無帽、正面、無背景、裏面に氏名及び撮影年月日を記入）

〔提 示〕

- 第二種運転免許証に係る運転免許証（コピー不可）

〔手 数 料〕

- | | |
|------------------------------------|---------|
| <input type="checkbox"/> 登録手数料 | 1, 750円 |
| <input type="checkbox"/> 運転者証交付手数料 | 1, 750円 |
| <input type="checkbox"/> 合 計 | 3, 500円 |

第二号様式

運転免許証の番号									

登録申請書

申請年月日						
令和		年		月		日

運転免許証の有効期限	運転免許証の種類(二種)
令和 年 月 日	1. 大型 2. 中型 3. 普通

広島県タクシー運転者登録センター 殿

単位地域
広島県 地域

フリガナ			
氏名			1. 昭和 年 月 日 2. 平成 年 月 日
住所コード		フリガナ	
住所	都道府県		
事業者コード			
事業者	氏名又は名称 住所		

申請者の氏名

住所

- 注 (1) 運転免許の種類欄及び生年月日の欄中番号に付されている事項は、該当する番号を○で囲むこと。
(2) 住所コード及び事業者コードは、地方運輸局長(登録実施機関が登録事務等を行う場合には、登録実施機関)の定めるところにより記入すること。
(3) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(雇用関係)

宣 誓 書

(運転者現住所)

(注：上記の運転者現住所は、住民票と現住所が一致しない場合に記入。)

(運転者氏名)

は、

1. タクシー業務適正化特別措置法第七条第一項第二号関係

- ① 日日雇い入れられる者ではない。
- ② 2月以内の期間を定めて使用される者ではない。
- ③ 試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）ではない。
- ④ 14日未満の期間ごとに賃金の支払い（仮払い、前貸しその他の方法による金銭の授受であって実質的に賃金の支払いと認められる行為を含む。）を受ける者ではない。

2. タクシー業務適正化特別措置法第七条第一項第五号関係

わが社で雇用している者で、タクシー運転者として選任されており、又は選任することを予定している者である。

上記のとおり相違ないことを宣誓いたします。

令和 年 月 日

住 所
名 称
代表者氏名

第九号様式

運転者証交付申請書

登録番号	—
------	---

広島県タクシー運転者登録センター 殿

運転免許証の番号									
.....

申請年月日			
令和.....

フリガナ	
氏名	

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。